

気をつけて!

「押し買い」の被害が急増しています!

監修：東京経済大学教授・弁護士
村千鶴子



全国の消費生活センターに寄せられた「押し買い」に関する相談件数

自宅を訪ねてきた業者が、指輪やネックレス、和服などの商品を強引に安価で買い取っていくという「押し買い」の被害が急増しています。中には、応対に出るまで何度もチャイムを鳴らしたり、無理やり家に入り込んで商品を物色する悪質な業者も見られます。

業者の手に一度渡ってしまった商品は、簡単には取り返せません。もし見知らぬ業者が訪ねてきて家には入れないこと。万一、業者が強引に家の中に入ってきたり、断っても帰らないなど怖い思いをしたときは、警察に通報しましょう。



小矢部市消費生活相談室
☎0766-67-1760(内線735) 市民協働課内